

## 環境物品等の調達の推進を図るための方針(令和8年度)

国立研究開発法人国立がん研究センター

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第7条第1項の規定に基づき、令和8年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

### 1. 特定調達物品等の令和8年度における調達の目標

令和8年度における個別の特定調達物品等(環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月3日変更閣議決定。以下「基本方針」という。)に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすと定められたもの。)の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

#### 1) 紙類の調達を実施する場合は、調達目標を100%とする。

コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙  
塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙  
トイレットペーパー ティッシュペーパー

#### 2) 文具類の調達を実施する場合は、調達目標を100%とする。

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン  
鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印回転 ゴム印 定規 トレー  
消しゴム ステープラー(汎用型) ステープラー(汎用型以外) ステープラー針リム  
バー 連射式クリップ(本体) 事務用修正具(テープ) 事務用修正具(液状) ク  
ラフトテープ 粘着テープ(布粘着) 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタン  
ド ペンスタンド クリップ ケース はさみ マグネット(玉) マグネット(バー) テ  
ープカッター パンチ(手動) モルトケース(紙めくり用スポンジケース) 紙めくり  
クリーム 鉛筆削(手動) OAクリーナー(ウェットタイプ) OAクリーナー(液タイプ)  
ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター(枠あ  
り) 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カuttingマット デスクマット OHPフィ  
ルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり(液状)(補充用を含む) のり(澱粉のり)(補充用を  
含む) のり(固形) のり(テープ) ファイル(クリアーホルダー及びクリアーファイ  
ルを除く) クリアーホルダー バインダー ファイリング用品 アルバム(台紙を含む)  
つぶりひも カードケース 事務用封筒(紙製) 窓付き封筒(紙製) けい紙 起案用  
紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板  
拭き ホワイトボード用レーザー 額縁 テープ印字機等用カセット テープ印字機

等用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機(手動) 名札(机上用)  
名札(衣服取付型・首下げ型) 鍵かけ(フックを含む) チョーク グランド用白線  
梱包用バンド

3) オフィス家具等の調達を実施する場合は、調達目標を100%とする。

いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション  
コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード  
個室ブース ディスプレイスタンド

4) 画像機器等を購入及び新たにリース契約を行うものについては、調達目標を100%とする。

なお、2段階基準が適用される品目については、基準2を満たす調達目標を100%とし、可能な限り基準1を満たす製品の選択を推進する。  
コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機  
ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ

5) 電子計算機等を購入及び新たにリース契約を行うものについては調達目標を100%とする。

電子計算機  
磁気ディスク装置 ディスプレイ記録用メディア

6) オフィス機器等を購入及び新たにリース契約を行うものについては、調達目標を100%とする。

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機  
一次電池又は小型充電式電池

7) 携帯電話を購入及び新たにリース契約を行うものについては、調達目標を100%とする。

携帯電話 PHS スマートフォン

8) 家電製品を購入及び新たにリース契約を行うものについては、調達目標を100%とする。なお、2段階基準が適用される品目については、基準2を満たす調達目標を100%とし、可能な限り基準1を満たす製品の選択を推進する。

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座  
電子レンジ

9) エアコンディショナー等を購入及び新たにリース契約を行うものについては、調達目標を100%とする。なお、2段階基準が適用される品目については、基準2を満たす調達目標を100%とし、可能な限り基準1を満たす製品の選択を推進する。

家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ

10) 温水器等を購入及び新たにリース契約を行うものについては、調達目標を

100%とする。

なお、2段階基準が適用される品目については、基準2を満たす調達目標を100%とし、可能な限り基準1を満たす製品の選択を推進する。

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器

11)照明の調達を実施する場合は、調達目標を100%とする。

なお、2段階基準が適用される品目については、基準2を満たす調達目標を100%とし、可能な限り基準1を満たす製品の選択を推進する。

LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 電球型LEDランプ

12)乗用車の購入及び新たにリース契約を行うものについては、調達目標を100%とする。

乗用車以外の購入及び新たにリース契約を行うものについては、2段階基準が適用される品目については、基準2を満たす調達目標を100%とし、可能な限り基準1を満たす製品の選択を推進する。

乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ  
乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油

13)消火器の調達を実施する場合は、調達目標を100%とする。

14)制服・作業服の調達を実施する場合は、調達目標を100%とする。

制服 作業服 帽子 靴

15)インテリア・寝装寝具を購入及び新たにリース契約を行うものについては、調達目標を100%とする。

なお、2段階基準が適用される品目については、基準2を満たす調達目標を100%とし、可能な限り基準1を満たす製品の選択を推進する。

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット  
タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん  
ベッドフレーム マットレス

16)作業手袋の調達を実施する場合は、調達目標を100%とする。

17)その他の繊維製品を購入及び新たにリース契約を行うものについては、調達目標を100%とする。

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ

18)設備

イ)太陽光発電システム(公共・産業用)

目標値を0kwとする

ロ)太陽熱利用システム(公共・産業用)

目標値を0m<sup>2</sup>とする

ハ)地中熱利用システム

目標値を0件とする

二)燃料電池

目標値を0kwとする

ホ)エネルギー管理システム

目標値を0㎡とする

ハ)生ゴミ処理機

目標値を0台とする

ト)節水器具

調達を実施する場合は、調達目標を100%とする。

チ)給水栓

調達を実施する場合は、調達目標を100%とする。

リ)日射調整フィルム、低放射フィルム

調達を実施する場合は、調達目標を100%とする。

ヌ)テレワーク用ライセンス、Web会議システム

目標個数を0個とする。

19)災害備蓄用品の調達を実施する場合は、調達目標を100%とする。

なお、2段階基準が適用される品目については、基準2を満たす調達目標を100%とし、可能な限り基準1を満たす製品の選択を推進する。

災害備蓄飲料水 アルファ米 保存パン 乾パン 缶詰 レトルト食品等  
栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 携帯発電機  
非常用携帯電源

20)公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置づけられた資材、建設機械を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。

21)役務

イ)省エネルギー診断 印刷 食堂 自動車専用タイヤ更正

業務庁舎等において営業を行う小売業務

目標件数を0件とする

ロ)自動車整備 庁舎管理 植栽管理 加煙試験 清掃 タイルカーペット洗浄 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送 クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務 の調達を実施する場合は、その100%が基準を満たすことを目標とする。

なお、2段階基準が適用される品目については、基準2を満たす調達目標を100%とし、可能な限り基準1を満たす製品の選択を推進する。

22)ごみ袋等の調達を実施する場合は、調達目標を100%とする。

## 2. 特定調達物品等以外の令和8年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

- 1) 特定調達物品等以外の環境物品選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める。
- 2) OA機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを調達するように努める。

## 3. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1) 機器類等は、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 2) 原則、調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすこととする。
- 3) 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかける。